

児 発 第 4 5 0 号
昭和6 2 年5 月2 0 日

[一部改正]昭和63年4月7日 児 発 第 3 2 1 号
平成元年5月29日 児 発 第 3 9 0 号 の 3
平成2年6月7日 児 発 第 4 7 5 号 の 5
平成4年4月10日 児 発 第 3 8 2 号 の 7
平成5年4月9日 児 発 第 3 3 1 号 の 7
平成6年6月29日 児 発 第 6 3 9 号 の 4
平成7年4月3日 児 発 第 3 7 1 号 の 7
平成8年6月24日 児 発 第 6 1 8 号 の 7
平成9年5月28日 児 発 第 3 7 5 号
平成10年6月12日 児 発 第 4 5 7 号
平成11年4月1日 児 発 第 3 2 1 号
平成11年4月30日 児 発 第 4 1 8 号
平成12年5月19日 児 発 第 5 2 0 号 の 2
平成13年8月2日 雇児発第507号の2
平成14年11月11日 雇児発第1111005号
平成15年5月23日 雇児発第0523004号の2
平成16年7月16日 雇児発第0716004号
平成17年6月1日 雇児発第0601005号
平成17年10月28日 雇児発第1028005号の2
平成18年6月27日 雇児発第0627009号
平成19年7月25日 雇児発第0725001号の6
平成20年6月12日 雇児発第0612014号の5
平成21年6月29日 雇児発第0629001号の5
平成22年5月18日 雇児発 0 5 1 8 第 5 号
平成23年6月17日 雇児発 0 6 1 7 第 1 7 号
平成24年4月5日 雇児発 0 4 0 5 第 5 号
平成25年5月24日 雇児発 0 5 2 4 第 2 号
平成26年6月2日 雇児発 0 6 0 2 第 2 号
平成27年12月11日 雇児発 1 2 1 1 第 6 号
平成28年6月20日 雇児発 0 6 2 0 第 1 8 号
令和元年5月10日 子 発 0 5 1 0 第 2 号
令和2年3月6日 子 発 0 3 0 6 第 4 号
令和3年3月8日 子 発 0 3 0 8 第 3 号
令和4年2月18日 子 発 0 2 1 8 第 2 号
令和6年4月25日 こ 支 家 第 2 7 6 号
令和7年8月1日 こ 支 家 第 3 4 5 号

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 殿

中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長

厚生省児童家庭局長

児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における
施設機能強化推進費について

標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。

おって、昭和 55 年 10 月 1 日児発第 858 号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和 61 年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。

施設機能強化推進費実施要綱

第1 目的

児童福祉施設等において、（１）施設等がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所する児童の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、（２）施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、（３）児童養護施設入所する児童に一定期間一人暮らし又は少人数での共同生活を体験することにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、（４）里親支援センターにおいて、地域の社会的資源を活用しつつ、里親及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童並びに里親になろうとする者に対応する援助を行うことにより、家庭養育の推進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。

第2 一般事業

1 事業の種類及び内容

(1) 種類

- ① 社会復帰等自立促進事業
 - ア. 施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業
 - イ. 心身機能低下防止事業
 - ウ. 処遇困難事例研究事業
 - エ. 社会体験・就労体験事業
- ② 専門機能強化事業
 - ア. 養育機能等強化事業
 - イ. 広域入所促進事業
- ③ 総合防災対策強化事業

(2) 内容

別表のとおり

2 事業の選択

事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。

3 加算の方法等

事業を実施しようとする施設（里親支援センターを除く。）から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。ただし、第3の3、4及び5においては中核市の市長を除く。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は、次の方法により加算すること。

なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所する児童の処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。

また、当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」とい

う。) 第 45 条第 1 項の規定により都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。ただし、第 3 の 3、4 及び 5 においては中核市を除く。)が条例で定める最低基準(以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

おって、第 2 の 1 の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。

(1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。

(2) 施設当たりの加算総額は入所施設にあっては、年額 100 万円以内(ただし、助産施設(第二種助産施設に限る。)にあっては、第 2 の 1 の(1)の③の事業のみを対象とし、年額 45 万円以内とする。)とする。

なお、第 2 の 1 の(1)の②のイの事業を実施する場合においては、上記により算定された加算額に 45 万円以内の金額を加えることができることとする。

ただし、実所要額がこれを下回る場合には実所要額とし、また、1 施設当たりの加算総額が 10 万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。

なお、里親及びファミリーホーム(1 の(1)の①のエの事業及び第 3 の 1 の事業が対象)については、1 世帯あたりの実所要額が 10 万円未満の場合であっても国庫負担の対象とすること。

(3) この加算額は、5 月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。

なお、助産施設(第二種助産施設に限る。)に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。

また、里親及びファミリーホームの認定額は 5 月初日の現員とする。(ただし、ファミリーホームについては、事務費の月額保護単価を定員により算定している場合は現員ではなく定員とする。)

認定額＝施設機能強化推進費×その施設の 5 月初日の定員等
加算分保護単価

(10 円未満については、四捨五入)

$$\left[\begin{array}{l} \text{施設機能強化推進費加算分保護単価＝} \\ \left(\quad \quad \quad \right) \\ \text{施設機能強化推進費} \div \text{その施設の 5 月初日の定員等} \end{array} \right]$$

4 支出対象経費

・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。)
・旅費・謝金
・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金(総合防災対策強化事業に限る。)
・委託費(総合防災対策強化事業に限る。)

5 対象除外

デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。

第 3 特別事業

1 自立生活支援事業

(1) 事業の内容等

ア 対象者

自立生活支援事業の対象者は、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、里親及びファミリーホームに措置等により入所等している者であって、施設退所前等の一定期間、自立のための一人暮らし又は少人数での共同生活体験を希望する者又は当該生活体験が必要であると施設長が認めた者であること。

施設長は、対象者を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。

イ 対象施設等

自立生活支援事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度指定するものとする。

(ア) 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 4 の 2 第 1 号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅰ型が実施する場合においては、令和 3 年 3 月 8 日子発 0308 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に定める自立支援担当職員を配置した施設であること。

規則第 36 条の 4 の 2 第 2 号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅱ型で実施する場合においては、令和 3 年 3 月 8 日子発 0308 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に定める自立支援担当職員を本体施設に配置した施設であること。

規則第 36 条の 4 の 2 第 3 号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅲ型、里親及びファミリーホームが実施する場合においては、平成 31 年 4 月 17 日子発 0417 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」の別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」の「5 里親等委託児童自立支援事業」に基づく自立支援担当支援員又は里親支援センターに配置されている自立支援担当職員の支援を受けることが望ましいこと。

(イ) 対象施設等の施設又は居宅の一部を使用して実施するものは認められないこと。

(ウ) 指定を受けた施設等であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

ウ 対象者の居住場所

指定施設等の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。

エ 支援期間・対象人員

支援期間は、施設退所等の予定日前の概ね 1 年以内とし、対象者の適性や能力等を勘案のうえ期間を設定すること。また、一度に実施する人員は、施設の支援・管理が行き届くよう、1 施設等当たり最大 6 人までとすること。

オ 事業の実施及び訓練の内容

自立生活支援事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置

し、あらかじめ個別支援計画を定め、対象者の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。

一人暮らし又は少人数での共同生活のどちらの方法により支援を実施するかについては、対象者の希望及び適性・能力等を勘案のうえ決定すること。また、少人数での共同生活を実施する場合には、夜間において対象者だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。

(2) 加算の方法等

都道府県は、指定施設から、毎年度当初に別紙様式 1 を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容 1、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、本事業の実施に必要な居住場所 1 人分につき年額 838,300 円を限度とする（年間最大 6 人分まで）。

イ この加算額は 5 月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

加算額 = 自立生活支援事業費加算分保護単価 × 居住場所数（最大 6 人分）

2 親子支援事業

(1) 事業の内容等

ア 実施施設

この事業は、市町村、児童相談所及びその他関係機関と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受け入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常的な支援を行う事業であり、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

イ 対象児童及び家族等

以下に掲げる支援を必要とする家庭等のうち、市町村、児童相談所及びその他関係機関と連携のうえ、親子で通所又は宿泊により支援を行うことが適切であると、実施施設が認めた家庭等であること。

- ・ 地域の要支援家庭
- ・ 里親・特別養子縁組家庭
- ・ 特定妊婦
- ・ 家庭復帰間もない児童のいる家庭
- ・ その他、実施施設、市町村、児童相談所及びその他関係機関が必要と認めた家庭等

ウ 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度指定するものとする。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の 4 月末日までに別紙様式 2 の 1 により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

（ア）当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

エ 事業の実施及び内容

市町村及びその他関係機関等と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受け入れて、以下に掲げる支援を実施すること。

- ・ 子どもの発達段階に応じた育児・養育方法を一緒に行いながら学習させる支援（ペアレント・トレーニング等）
- ・ 育児・養育、生活に関する相談支援
- ・ 親子レスパイト支援
- ・ 子育て支援サービス等の情報提供や関係機関への接続等の支援
- ・ その他、親子支援に資する取組

(2) 加算の方法等

都道府県は、本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

ア 事業の限度額

本事業の実施に要する経費は、1施設当たり年額 6,290,000 円とする。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

ウ 実所要額が年間を通して加算額に満たない場合は、その満たない額とする。

3 家族療法事業

(1) 事業の内容等

ア 実施施設

この事業は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

イ 対象となる児童及び家族

この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。

(ア) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。

(イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもりの児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。

ウ 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度指定するものとする。

(ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

エ 設備

必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。

オ 事業の実施及び内容

対象となる児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画をたて面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。

(2) 加算の方法等

都道府県は、指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。

(ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 2,034,000円

(イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 1,017,000円

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

認定額＝家族療法事業費加算分保護単価×その施設の5月初日の定員

$$\left[\begin{array}{l} \text{家族療法事業費加算分保護単価} \\ \text{(10円未満については四捨五入)} \\ \text{＝1施設当たり年額÷その施設の5月初日の定員} \end{array} \right]$$

4 施設入所児童家庭生活体験事業

(1) 事業の内容等

ア 対象児童となる児童

本事業の対象となる児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。

イ 対象施設等

本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度認めるものであること。

- ・ 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

ウ 事業の実施及び内容

児童養護施設等に入所する児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。

(2) 加算の方法等

都道府県は、本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

ア 事業の限度額

本事業の実施に関する経費は、次のとおりとする。

(ア) 委託先が未委託里親家庭及びボランティア家庭（子育て支援員研修（社

- 会的養護コース）受講者等がいる家庭）である場合
加算額＝191,400 円×その施設の年間対象者数
（イ） 委託先が（ア）以外の家庭である場合
加算額＝118,800 円×その施設の年間対象者数
イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする
ウ 実所要額が年間を通して加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。

5 里親支援センター機能強化事業

（1）事業の内容等

この事業は、次の①から④に掲げる事業を行う事業であり、里親支援センターにおいて実施するものとする。

① 市町村連携事業

ア 事業内容

市町村連携支援員を配置し、次の（ア）から（ウ）を実施すること。

- （ア）市町村及びその関係機関、民生委員・児童委員、子育て支援団体に活動するボランティア等を通じたリクルート活動及び里親制度その他の児童の養育に必要な制度（以下「里親制度等」という。）の普及促進
- （イ）市町村が実施する子育て短期支援事業における連携・協力
 - ・ 市町村との登録里親に関する情報の共有による事業実施の円滑化
 - ・ 児童の保護者による市町村を超えた広域利用を可能とするための里親等に関する情報の市町村間の共有の調整
 - ・ 里親等の強みと特性を踏まえたマッチング
 - ・ 業務を利用する保護者の児童の養育・保護を行う里親等に対する助言
- （ウ）その他、家庭養育の推進に関する市町村との連携に資する取組

イ 市町村連携支援員の資格要件

市町村連携支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

- （ア）法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者
- （イ）里親として5年以上の委託児童（法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託された児童をいう。）の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等（児童福祉法施行規則第 1 条の 10 に規定する養育者等をいう。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- （ウ）都道府県知事が（ア）又は（イ）に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

② レスパイト・ケア体制構築事業

ア 事業内容

一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を担当する職員（レスパイト・ケア担当職員）を配置し、里親等が養育している児童を里親支援センターにおいて受け入れて養育を実施すること。

なお、実施に当たっては、「里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助の実施について」（令和4年2月18日子発0218第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

イ レスパイト・ケア担当職員の資格要件

レスパイト・ケア担当職員は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 保育士

(イ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
第 43 条第 1 項各号のいずれかに該当する者

(ウ) 里親として委託児童の養育の経験を有する者

(エ) 都道府県知事が（ア）から（ウ）までに該当するものと同等以上の能力を有すると認めた者

ウ 加算要件

レスパイト・ケア体制構築事業加算は、レスパイト・ケアを実施した日数に応じて、レスパイト・ケア体制構築事業加算（Ⅰ）又はレスパイト・ケア体制構築事業加算（Ⅱ）のいずれかを加算する。

(ア) レスパイト・ケア体制構築事業加算（Ⅰ）

レスパイト・ケアの実施日数が年間 240 日以上

(イ) レスパイト・ケア体制構築事業加算（Ⅱ）

レスパイト・ケアの実施日数が年間 120 日以上

なお、レスパイト・ケアの実施日数については、実施見込みで加算することとし、直近の連続する 2 年間で実績の日数が実施見込み日数を下回る場合には、次年度においては直近の連続する 2 年間の実績日数の平均を加算要件に照らして、加算の可否及び適応する加算区分を判断するものとする。

③ 休日・夜間支援体制強化事業

ア 事業内容

里親支援センターにおいて、就労している里親等への相談体制を確保するため、開所時間外の、休日や夜間等に関所及び連絡体制を確保する。

イ 加算要件

休日・夜間支援体制強化事業加算は、以下に掲げる（ア）及び（イ）の要件を満たした場合に加算する。

(ア) 里親等支援員を 1 名追加で雇い上げた上で、里親支援センターが開所しなければならない週 5 日間・平均 40 時間を超えて、平均して週 8 時間以上里親支援センターを開所すること。

(イ) (ア) の開所時間に加え、さらに平均して週 56 時間以上里親支援センターを開所する又は里親支援センターが開所していない時間帯において、宿日直職員を配置する等の方法により、里親等への適切な指導や助言等を行える者が対応可能となるよう連絡体制を整えること。

また、これらの対応時間の合計が平均して週 56 時間以上になる場合も要件を満たすものとする。

なお、開所時間外の連絡体制を整える方法については、宿日直職員の配置のほか、緊急に電話を里親等支援員につなぐ対応を外部に委託等することも可能とする。

④ 障害児里親等支援体制強化事業

ア 事業内容

次の（ア）から（エ）を実施すること。また、本事業の実施に当たっては、里親支援センターとして、地方自治体及び地域の里親養育包括支援（フォスタリング）事業所を連携して事業の実施に当たること。

(ア) 障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握

障害児の養育を行う里親等を定期的に訪問すること等により、里親等に委託された障害児の養育状況を踏まえた上で里親等の支援ニーズの把握を行う。

(イ) 障害児の養育を行う里親等への訪問支援

障害児の養育を行う里親等からの相談に応じるとともに、障害児の養育を行う里親等を定期的に訪問し、里親等への支援等を行う。

(ウ) 障害児入所施設等との連絡調整及び障害児入所施設等職員との連携による支援

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する障害児入所施設等と連携して、障害児の養育を行う里親等の支援等を行う。

(エ) その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援

里親等に委託された障害児や、里親等がその他児童福祉サービスや障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、児童福祉担当及び障害福祉担当部局等と連携して支援を行う。

イ 障害児里親等支援担当職員の資格要件

担当職員は、以下のいずれかに該当する者とする。

(ア) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(イ) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(ウ) 障害児を養育する里親等への支援の実施に関して、都道府県知事が(ア)又は(イ)に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(2) 対象施設

事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度指定するものとする。なお、申請書には(1)の①から④のいずれかの事業を実施するか分かるように記載すること。

(ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

(3) 加算の方法等

都道府県は、本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に定める金額を上限とする。

イ この加算額は毎月支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

6 支出対象経費

・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製

本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費(交通費) ・謝金
・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料

第4 報告等

- 1 本事業の経理は、平成23年7月27日雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」により行うものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。
- 2 本事業を実施した施設等は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設等は、各々、別紙様式2又は別紙様式3を参考とした施設機能強化推進費特別事業実施報告書も併せて提出すること。
- 3 都道府県知事は、本事業を実施した施設等については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

別表

施設機能強化推進費事業内容

	社会復帰等自立促進事業				専門機能強化事業		総合防災対策強化事業
	施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	社会体験・就労体験事業	養育機能等強化事業	広域入所促進事業	
事業内容	ア 施設を退所し、社会復帰した者(児)を施設に招き、入所児(者)との交流活動を行うこと等により、就労のための心構え、社会性・協調性等入所児(者)の社会復帰への自立意欲の向上を図る。 イ 入所児童のうち、家庭に問題がある等のケースについてその保護者を施設に招き、家庭環境の整備、処遇方法等の指導を行うことにより、早期家庭復帰を図る。 ウ 施設を退所した者のうち、生活面や就労面の不安などにより一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する。	地域の児童、学生グループ、老人クラブ等を定期的に施設に招き、入所児(者)との座談会、レクリエーション及び身寄りのない入所児(者)の1日親子対話等、交流の機会を設けることにより、入所児(者)の孤独感の解消、心身機能の低下防止等を図る。	在宅の障害児(者)等の介護経験者や在宅の非行等の問題行動を有する児童の養育経験者等を施設に招き、近隣の施設の指導者、保育士等と共に処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員との施設間交流により新たな処遇技術等を体得させる。	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親委託児童のうち、中学生以上の児童に対して、社会体験や就労体験、職場体験学習等を実施することにより、退所後の自立の促進を図る。	家庭において、非行等の問題行動を有する児童を抱えている家族、または夫の暴力の問題等を抱えている母子世帯及び女性に対して、養育や問題解決方法等についての相談にのり、指導することを通じて、家庭で行っている様々な養育の方法や夫の母子等に対する暴力等の実態を把握し、知識を深める。	母子生活支援施設において、夫の暴力等のため、住所地から避難する母子世帯等が利用するための寝具、調理器具等を準備することにより広域入所の円滑な実施を図る。	施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。
実施方法(例)	ア ①施設経験者等部外者を招へいし、講話、座談会を実施する。 ②入所児童の一般工場、事業所等への見学あるいは、事業主等への施設紹介などを実施する。 イ 保護者を招き、家庭環境の整備、処遇方法等の指導を行う。 ウ 施設内に空き居室など施設退所者を受け入れられるスペースがある場合に、施設退所者を一定期間住まわせ、必要に応じて、関係機関との連携や生活指導、就職指導等を行い、社会的自立の促進を図る。	部外者招へいによる入所児(者)との座談会、レクリエーション、1日親子等を実施する。	① 近隣施設の職員と共同で処遇困難な事例等の研究会を開催する。 ② 職員を県内又は県外の施設で実施研修させる。	加算を受ける施設等が、社会体験、就労体験等を行う児童の受入先を確保し、施設長等が当該事業を実施することが適当と認める中学生以上の児童に対し実施する。	パンフレット、スライド、ビデオ等により養育方法等を助言、指導する。	寝具、調理器具、日用品等の整備を図る経費を助成する。	① 現体制では夜勤体制及び宿直体制の確保が困難な施設に宿直専門員を雇上げる等夜間巡視体制の強化を図る。 ② 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ③ 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。
加算単価	(ア+イ) 30 万円以内 (ウ) 30 万円以内	30 万円以内	30 万円以内	10 万円以内	15 万円以内	45 万円以内	45 万円以内

別紙様式 1

施設機能強化推進費加算申請・報告書

- 1 施設の名称及び所在地：
- 2 設置主体及び経営主体：
- 3 入所児（者）の定員及び現員：
- 4 申請（支出済）額：
- 5 事業内容等

(1) 事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

事業の種類	事業名	事業内容		支出予定（済）額			
		実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
社会復帰等自立 促進事業	〇〇〇〇事業			円	印刷製本費 旅 費 ・ ・	円	
専門機能強化事業	〇〇〇〇事業				光熱水費 消耗品費		
総合防災対策強化事業					賃 金 委 託 費		
合 計	事業	—	—		—	—	—

(記入上の注意)

広域入所促進事業の実績報告については、「内容」の欄に広域入所世帯数（実数）も記入（実績報告時のみ）すること。

別紙様式 2

(元号) 年度 施設機能強化推進費特別事業実施報告書

(元号) 年 月 日
法人名

1. 自立生活支援事業

番号	施設等種別 (注)	指定施設等名	経営主体	実施児童数 (人)		
					うち一人暮らし実施児童数	うち少人数実施児童数

(注) 施設等種別欄には、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、里親、ファミリーホームのいずれかから選択して記載すること。

2. 親子支援事業

番号	施設等種別 (注)	指定施設等名	通所支援		宿泊支援	
			支援延件数 (世帯日)	支援世帯数 (世帯)	支援延件数 (世帯日)	支援世帯数 (世帯)

(注) 施設等種別欄には、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設のいずれかから選択して記載すること。

3. 家族療法事業

番号	施設等種別 (注)	指定施設等 名	入所児童		通所児童		在宅児童	
			支援延件数 (世帯日)	支援世帯数 (世帯)	支援延件数 (世帯日)	支援世帯数 (世帯)	支援延件数 (世帯日)	支援世帯数 (世帯)

(注) 施設等種別欄には、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設のいずれかから選択して記載すること。

4. 施設入所児童家庭生活体験事業

番号	施設等種別 (注)	実施施設等 名	里親への委託		未委託里親への委託		ボランティア家庭への委託	
			委託延件数 (人日)	委託児童数 (人)	委託延件数 (人日)	委託児童数 (人)	委託延件数 (人日)	委託児童数 (人)

(注) 施設等種別欄には、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設のいずれかから選択して記載すること。

別紙様式 3

(元号) 年度 施設機能強化推進費特別事業実施報告書
(里親支援センター)

(元号) 年 月 日
法人名

1. 市町村連携事業

番号	指定施設等名	経営主体	実施事業 (注)

(注) 実施事業欄には、ア事業内容の (ア) から (ウ) の事業について実施した内容を具体的に記載すること。

2. レスパイト・ケア体制構築事業

番号	指定施設等名	経営主体	適用加算 (注 1)	レスパイト・ケアを実施した日数 (注 2)

(注 1) 適用加算の欄には、認定を受けた加算に応じて「加算 (Ⅰ)」又は「加算 (Ⅱ)」のいずれかを記載すること。

(注 2) レスパイト・ケアを実施した日数欄には、当該年度にレスパイト・ケアを実施した日数を記載すること。

3. 休日・夜間支援体制強化事業

番号	指定施設等名	経営主体	里親支援センターの年間の開所時間 (注1)	イ(イ) bに示す開所時間外の連絡体制の整備について	
				実施方法(注2)	実施時間(注3)

(注1) 里親支援センターの年間の開所時間欄には、当該年度の週平均の開所時間を記載すること。

(注2) 実施方法欄には、どのような連絡体制をとっているのか記載すること。

(例：非常勤の宿日直職員を〇時から〇時まで配置 など)

(注3) 実施時間欄には、イ(イ)に示す開所時間外の連絡体制の整備を実施している、当該年度の週平均の時間を記載すること。

4. 障害児里親等支援体制強化事業

番号	指定施設等名	経営主体	実施事業(注)

(注) 実施事業欄には、ア事業内容の(ア)から(エ)の事業について実施した内容を具体的に記載すること。